

平成30年度 北海道小学校長会 第4回理事研修会 教育情勢 2018.12.17



これから教育情勢について、報告する。
国内の情勢からは大きく3点についてお話しする。

最初に、学力・学習状況調査について、道教委が地域別分析結果を公表したという記事からである。

都市部ほど平均正答率が高くなる傾向にあり、正答率が9ポイント以上開いた教科もあるなど、地域間の学力格差が改善されていないとの結果である。道教委は「授業改善が遅れたり、学校以外の勉強の機会が少なかったりする地域がある」と分析し、教務主任や学年主任を中心に授業改善を進めていけるよう研修を充実させることを示している。具体的には、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善として、知識を相互に関連付けて理解したり、問題を見出して解決策を考えたりする過程を重視し、思考力・判断力・表現力を高める指導方法の工夫改善に努めることや、検証改善サイクルを確立すること、小中の連携した取組の充実として、教育課程の接続などの共通の取組、小中合同の研修の取組に努めることなどを求めている。

道教委の佐藤教育長が、管内ごとに学テの分析と重点的な改善策を示すロードマップを作成するとし、「市町村教委に私自身が出向いて協議するなど、道教委を挙げて学力向上が図られるよう取り組む」との考えを示している。

2点目は、新学習指導要領の移行期の動きについてである。まずは、指導要録の簡素化についてである。

学習指導要領の改訂を受けて、評価の在り方を検討している中教審のワーキンググループで「今後の方向性について」「たたき台」が示され、特に小学校に関わる部分では、指導要録の文章記述欄、つまり様式2の大幅な簡素化を図ることが検討事項に上がっている。「指導に関する記録」に記載する事項を全て満たす通知表を作成する場合は、要録と通知表の様式を共通のものとするのが可能であると明示され、今後の進展が注視される。

新学習指導要領の移行期に関しては、もう1点、プログラミング教育の手引が改訂された。手引は既に3月に作成されているが、11月6日

に改訂されたものは、説明を充実させ、事例を追加したものである。教育課程内で行われるプログラミングに関する学習活動を、A B C D の 4 つに分類し、指導例を追加している。総合的な学習の時間の他に、4 年社会科の都道府県の学習や、6 年家庭科の自動炊飯器に設定されているプログラミングを通して、炊飯について学習する事例などがある。2020 年度には各校でプログラミング教育が始まる。2022 年度から高校の学習指導要領が完全実施となり、「情報 I」の学習がスタートをして、2024 年度には、大学入学共通テストでの受験科目となる。子どもたちの進路にも関わるプログラミング教育である。

手引や先行している学校の実践事例を参考に、各校でも次年度からの準備をしていかなければならない状況であるが、もっと具体的な情報がほしいところである。

3 点目は、学校における働き方改革についてである。

文科省は、学校の働き方改革を検討している中教審の特別部会で答申素案を 12 月 6 日に公表しました。答申素案のポイントは、次のとおりである。① 残業時間の上限目安は原則月 45 時間、年 360 時間。特別な事情があっても月 100 時間未満、2～6 カ月の月平均で、80 時間、年 720 時間までとする。② 違反した場合の罰則は設けない。③ 年単位で調整する変形労働時間制の導入となっている。

働き方改革の今後のスケジュールが出ている。文科省は、素案をパブリックコメントに示し、年明けに答申をまとめた後、2019 年、来年度に学校の業務整理など見直しを進め、地方公務員のうち教員に限り、年単位での変形労働時間制を適用できるよう、規則の改正や夏季休業中の研修や部活動の見直しを進める。そして、2021 年に年単位の変形労働時間制を導入する流れを想定している。

給特法の見直しについても議論がなされた。給特法の見直しを素案に入れるべきだとの意見があったが、残業代が、1 年間で 9 千億となること、消費税分の一部が幼児や高校の無償化に充てられるため財務省から財源をひきだすことが困難になったこと、人材確保法の関係などから、積み残しとなったとのことである。今回の素案では、自発的な行為とされていた時間外の授業準備や採点も勤務時間として認められ、労災認定が容易になるとの見方がある。また、文科省の責任に言及している。今後は、教員の一人当たりの業務が膨大になっている実態を改善するためにも、業務の見直しや変形労働時間制だけではなく、教員定数を増員するなどして一人当たりの業務量を軽減することを、優先してほしいと考

える。

最後に、学童保育の職員基準が緩和されるということである。現在、1か所に有資格者を含む2人以上の配置が義務付けられている。これを拘束力のない参考基準に改め、資格要件も自治体の判断で決められるよう、年明けの通常国会で児童福祉法の改正案として提出される予定である。背景には、資格要件を持つ「放課後児童支援員」の人材不足と、待機児童の問題があり、全国知事会などの要望があるとのことである。しかし、学童保育の安全確保と直結するため、今後の動きには十分に注視していく必要がある。なお、札幌市、釧路市では現行基準を維持する。

その他、大学入試改革、児童生徒の読解力、いじめや児童の安全、道内の教育情勢などの資料がある。また、道小研修部長の川島校長先生の新聞記事を載せている。

是非、学校経営の参考にしていただきたい。